

個別特約

<ほのぼの Voice サービス約款>

最終改定日：2025 年 5 月 30 日

山形県南陽市和田 3369 番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

本特約は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」という。）がお客様に対して提供するほのぼの Voice（以下、本特約においてのみ「本サービス」という。）の使用を許諾する契約条件を定めたものです。当社は、お客様が利用規約および本特約を承諾することを条件に、本サービスの使用を許諾します。なお、利用規約と本特約に相反する定めがある場合には、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項は利用規約に従うものとします。

第1条（用語の定義）

本特約では、用語について、以下の各号に定めた意味で解釈します。

- （１） 「概要仕様書」とは、本サービスの仕様を定めた別紙「ほのぼの Voice サービス概要仕様書」をいい、本特約の一部を構成するものとします。
- （２） 「サービス契約」とは、お客様が当社と締結する本サービスの提供・利用に関する契約をいいます。
- （３） 「サービス提供設備」とは、当社が本サービスを提供するため、インターネット上に設置する設備をいいます。サービス提供設備はお客様の専用設備ではなく、複数のお客様が共用する設備です。
- （４） 「お客様事業所」とは、お客様が本サービスの提供を受ける場所をいいます。
- （５） 「接続端末」とは、お客様が本サービスの利用のために使用するお客様自身の機器をいいます。
- （６） 「ライセンス」とは、お客様が本サービスを利用する権利をいいます。
- （７） 「ライセンス通知書」とは、お客様のライセンスに関する使用権の許諾内容（数量、有効期間等）を明記し、当社がお客様に交付する書面をいいます。
- （８） 「認証情報」とは、サービス提供設備へのアクセスが正当かつ有効なライセンスを許諾されたお客様の接続端末によるものか認証するため、お客様が Web 管理画面にアクセスするためのアクティベーションキーおよび接続ツールが接続するためのクライアント証明書をいいます。
- （９） 「お客様データ」とは、お客様が本サービスに送信、登録する情報をいいます。
- （１０） 「サポートページ」とは、お客様による本サービスの利用を支援する目的で当社がインターネット上に設置するお客様専用の Web ページをいいます。

第2条（ライセンス）

- 1 当社が本サービスのため提供可能なライセンスの種類および詳細は、概要仕様書に規定された通りです。
- 2 お客様は、本サービスを利用する期間、および本サービスを利用する接続端末の同時接続台数（サービス提供設備に同時に接続されている接続端末の台数）に応じて、本サービスのライセンスを、当社または販売店から購入するものとします。
- 3 当社は、ライセンスを直接または販売店を通じて購入頂いたお客様に対して、ライセンス通知書を交付します。ライセンス通知書は、お客様に許諾されたライセンスの内容をお客様が当社に証明・対抗できる唯一の手段とします。
- 4 お客様のライセンス毎に本サービスを利用できる具体的な期間は、お客様に交付するライセンス通知書に表記された当該ライセンスの有効期間の通りです。ただし、利用規約の定めに基づき当社がライセンスを失効させた場合は、その時点でライセンスの有効期間は終了します。
- 5 お客様は、本サービスを利用する対価として、ライセンスの代金を、ライセンス購入先である当社または販売店に別途支払うものとします。
- 6 本サービスの提供には、当社がお客様に対して次の各号に定めた役務を提供することは含まれないものとします。ただし、当社は自らの裁量に基づき、これらの業務の一部を当社所定の条件により、別途サービスパックとして直接、または販売店を通じて有償でお客様に提供することがあります。当社が提供するサービスパックの種類、および提供条件については、当社または販売店までご確認ください。
 - （1）利用規約に定める利用環境の準備・維持
 - （2）本サービスの初期設定
 - （3）本サービスまたはアプリケーションの操作説明
 - （4）当社が作成・交付する認証情報の再作成・交付
 - （5）当社によるお客様データの入力、変更、および削除
 - （6）お客様事業所へ訪問して行う一切の業務
 - （7）その他本特約および概要仕様書に明記されていない一切の業務

第3条（サービス契約の成立）

- 1 サービス契約は、利用規約および本特約の全ての条件をその契約条件として、お客様に許諾された何れかのライセンスの有効期間が開始した時点で当社とお客様の間で有効に成立します。当社はサービス契約に基づき、お客様に本サービスを提供し、お客様はサービス契約に従って本サービスを利用するものとします。
- 2 お客様が利用規約および本特約の条項の何れかにでも同意できない場合は、本条第1項に基づきサービス契約が成立する前に当社に書面で通知するものとします。この場合、サービス契約は成立せず、お客様は本サービスを利用することができないものとします。

- 3 当社および販売店は、自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様がサービス契約を締結しなかったことによってお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。お客様は、サービス契約を締結しなかった場合であっても、ライセンス代金の支払債務から免れないものとします。また、この場合、当社および販売店は受領済のライセンス代金を返還する義務を負わないものとします。

第4条（サービス契約の終了）

- 1 サービス契約は、お客様に許諾された全てのライセンスが失効した時点で終了するものとします。
- 2 お客様は、サービス契約が終了した場合、サービス提供設備にアクセスできなくなり、かつ、本サービスを利用できなくなることに同意します。当社および販売店は、その結果としてお客様に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。
- 3 当社は、サービス契約が終了した後、遅滞なくサービス提供設備からお客様データを消去するものとします。ただし、バックアップの一環として保管している情報で削除することが実務的に困難なものについてはこの限りでないものとします。当社および販売店は、かかるお客様データの消去に伴ってお客様に生じた不利益について何ら責任を負わないものとします。

第5条（本サービスの提供）

- 1 お客様は、ライセンスの有効期間において、週7日、一日24時間、本サービスを利用することができるものとします。ただし、本項は本サービスが無停止であることを保証するものではありません。
- 2 当社がお客様に本サービスの利用を認める地域は日本国内とします。お客様は、日本国外において本サービスを利用してはならないものとします。
- 3 当社は、お客様による本サービスの利用を支援するため、個別特約<「ほのぼの」シリーズソフトウェア サポート利用規定（使用権パック）>に定める標準サポートを提供します。
- 4 当社は、本サービスに関する保守、運用、または技術上の必要性に応じて、お客様データに対する監視、分析、調査等の行為を行うことができるものとします。ただし、本項は当社にこれらの義務を負わせるものではありません。

第6条（入力データ）

- 1 本サービスでは、お客様が転送先システムにより管理している個人に関する情報（お客様のサービスを利用する個人の情報を含む）を当該転送先システムから取得し、お客様の転送先システムに転送します。また、その過程において、お客様による転送ルール設定を補助する目的で最小限の個人情報（氏名等）を本サービスのサービス提供設備上に蓄積することがあります。お客様は、本サービスを提供するために必要となるかかる個

個人情報の取扱いについて同意し、当社に委託するものとします。また、お客様はそのため必要となる一切の法的手続（情報主体である個人への利用目的の通知等を含む）をお客様自身の責任と負担により履践していることを当社に保証します。かかる法的手続に瑕疵があること等を理由に、当社と個人情報の情報主体である本人やその他第三者との間で紛争や請求が発生した場合、お客様は当該紛争や請求の一切をお客様自身の責任と負担で解決するものとし、当社に何らの迷惑もかけてはならないものとします。

- 2 当社は、お客様が入力した内容および出力結果の正確性、合法性についていかなる保証も行わず、いかなる法的責任も負わないものとします。
- 3 お客様は、入力する内容が次のいずれにも該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 第三者の知的財産権、プライバシー、またはその他の権利を侵害する内容
 - (2) 個人情報の保護に関する法律、その他の法令、公序良俗に反する内容

第7条（個人情報の取扱いに関する特約）

本サービスでは、お客様が「ほのぼの NEXT」により管理している個人に関する情報（お客様のサービスを利用する個人の情報を含む）をお客様の「ほのぼの NEXT」より取得し本サービスのサービス提供設備上に転送蓄積します。お客様は、本サービスを提供するために必要となる個人情報の取扱いについて同意し、当社に委託するものとします。また、お客様はそのため必要となる一切の法的手続（情報主体である個人への利用目的の通知等を含む）をお客様自身の責任と負担により履践していることを当社に保証します。かかる法的手続に瑕疵があること等を理由に、当社と個人情報の情報主体である本人やその他第三者との間で紛争や請求が発生した場合、お客様は当該紛争や請求の一切をお客様自身の責任と負担で解決するものとし、当社に何らの迷惑もかけてはならないものとします。

第8条（損害賠償）

サービス契約に違反したことにより当社が負うべき損害賠償責任は、次の各号の何れか少額の金額をその上限とします。

- (1) ライセンスの代金（月額相当額）×損害賠償請求の原因となった本サービスの提供義務違反が存在した月数
ライセンスの代金（月額相当額）とは、ライセンスの代金をライセンスの有効期間の総月数で除して得られる金額とします。
- (2) ライセンスの代金

（条項は以上）